

参考資料

浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則（平成21年規則第54号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（助成金の額）</p> <p><b>第3条</b> 助成金の額は、家庭裁判所による成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬（以下「報酬」という。）の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。<u>ただし、月額28,000円に助成対象期間の月数（当該期間において、1月に満たない日数の月があるときは、1月とみなす。）を乗じた額を上限額とする。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前2号の対象者以外の対象者であって、<u>生活保護法による保護の基準</u>（昭和38年厚生省令第158号。以下「保護基準」という。）別表第1生活扶助基準第1章の規定により算出する助成対象期間の居宅における基準生活費（第1類及び第2類の合計額とする。）の1.5倍に相当する額に助成対象期間の保護基準別表第3住宅扶助基準に定める住宅扶助に相当する額（当該対象者が賃貸住宅に居住する場合に限る。）及び報酬の額を加え、その合計額が当該対象者の助成対象期間における収入を超えるもの 当該超える額</p> <p>(4) <u>前3号の規定にかかわらず、生活保護法による被保護者 報酬の額</u></p> <p>(5) <u>前4号に掲げるもののほか、報酬を支払うことにより生計を維持することが困難になると市長が認める対象者 市長が相当と認める額</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により成年後見人等であった者に交付する助成金の額は、当該死亡した対象者に係る助成対象期間の末日の翌日におけるその者の預金等の額から葬儀代その他死亡後に必要となる経費を差し引いた額を、報酬の額から差し引いた額とする。</u></p> <p>（申請及び決定）</p> <p><b>第4条</b> 助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判がされた日の翌日から起算して2か月以内（<u>第2条第4項の規定により成年後見人等であった者が申請する場合にあっては6か月以内</u>）に浦安市成年後見人等報酬助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し</p>	<p>（助成金の額）</p> <p><b>第3条</b> 助成金の額は、家庭裁判所による成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬（以下「報酬」という。）の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) 前2号の対象者以外の対象者であって、<u>生活保護法の規定による保護の基準</u>（昭和38年厚生省令第158号。以下「保護基準」という。）別表第1生活扶助基準第1章の規定により算出する助成対象期間の居宅における基準生活費（第1類及び第2類の合計額とする。）の1.5倍に相当する額に助成対象期間の保護基準別表第3住宅扶助基準に定める住宅扶助に相当する額（当該対象者が賃貸住宅に居住する場合に限る。）及び報酬の額を加え、その合計額が当該対象者の助成対象期間における収入を超えるもの 当該超える額</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、報酬を支払うことにより生計を維持することが困難になると市長が認める対象者 市長が相当と認める額</u></p> <p>（申請及び決定）</p> <p><b>第4条</b> 助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判がされた日の翌日から起算して2か月以内に浦安市成年後見人等報酬助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、対象者の成年後見人等は、対象者に代わって申請を</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

なければならない。この場合において、対象者の成年後見人等は、対象者に代わって申請を行うことができる。

(1)～(4) 省 略

2 省 略

別 記

第 1 号様式 (第 4 条第 1 項)

浦安市成年後見人等報酬助成金交付申請書

省 略

省 略

成年被後見人等	住 所			
	氏 名		生年 月日	年 月 日 ( 歳)
	電 話	( )		

省 略

省 略

第 4 号様式 (第 4 条第 2 項)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市成年後見人等報酬助成金交付決定・却下通知書

行うことができる。

(1)～(4) 同 左

2 同 左

別 記

第 1 号様式 (第 4 条第 1 項)

浦安市成年後見人等報酬助成金交付申請書

同 左

同 左

成年被後見人等	住 所			
	氏 名		生年 月日	年 月 日 ( 歳)
	電 話	( )		

同 左

同 左

第 4 号様式 (第 4 条第 2 項)

浦安市成年後見人等報酬助成金交付決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>年 月 日付けで申請のあった成年後見人等の報酬の助成金の交付について、浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則第4条第2項の規定により次のとおり決定・却下したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p><u>1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に家庭裁判所により決定された報酬付与の審判に係る報酬について適用し、施行日前に家庭裁判所により決定された報酬付与の審判に係る報酬については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 改正後の第4条の規定は、施行日前の日までに、報酬付与の審判がされた日の翌日から起算して2か月を経過するものは、適用しない。</u></p>	<p>年 月 日付けで申請のあった成年後見人等の報酬の助成金の交付について、浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則第4条第2項の規定により次のとおり決定・却下したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>